

令和6年度第1回文化財保護委員会議事録

1. 日時・場所

令和7年2月20日（火） 午後2時～午後3時40分 知立市図書館 視聴覚室

2. 出席者

杉浦茂（委員長）、杉浦五一、鷹巣純、杉浦卓次、杉野丞（以上委員）
宇野教育長、市川教育部長、河合課長、井上課長補佐、堀木田、中川

3. 傍聴者

0名

4. 議題

- (1) 令和5年度主要事業報告について
- (2) 市指定文化財の取扱いについて
- (3) 文化財行政の課題について

5. 報告事項

- (1) 国登録有形文化財（建造物）「牛田八幡社本殿・覆殿・中殿及び袖廊・拝殿」について

6. その他

<議事内容>

1. あいさつ

2. 委員長選出

事務局：皆様には、文化財保護委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。委員の任期につきましては令和8年3月末までとなります。それでは、議事に入る前に、文化財保護規則第2条により委員の互選により委員長を定めることとなっておりますので、ご推薦がありましたらお願いいたします

委員：杉浦茂委員を推薦いたします。

事務局：ただいま、杉浦茂委員の推薦がありましたが、他にありませんか。

（他に意見なし）

事務局：他にないようですので、委員長は杉浦茂委員にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

（全員異議なし）

事務局：それでは、杉浦茂委員長よりご挨拶いただきたいと思います。

（委員長挨拶）

事務局：ありがとうございました。続きまして、職務代理は委員長が指名することとなっていますので、ご指名をお願いいたします。

委員長：職務代理は杉浦五一委員にお願いしたいと思います。

（全員異議なし）

事務局：それでは、杉浦五一職務代理よりご挨拶をいただきたいと思います。

（職務代理挨拶）

事務局：ありがとうございました。それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

3. 議題

議題（１）令和５年度主要事業報告について【資料１】

委員長：それでは議題（１）令和５年度主要事業報告について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料１により説明）

委員長：説明が終わりました。ご意見のある委員は発言をお願いします。

（挙手あり）

委員：はじめての知立市史の販売実績はどうですか。

事務局：１０００部作成し、その内で約４５０部は各博物館、図書館、学校等に献本していますが、現時点で残部が１００部切れていますので４５０部程度は売れている状況です。

委員：在庫切れとなる場合は増刷を考えていますか。

事務局：来年度に増刷する予算要望をしています。

委員：市史の編さんが終わると幾つかの課題がありまして、１点目が市史の編さんに伴って集められた資料をどのように取扱うかということ、２点目が編さん事業中には気づかなかった課題を、今後どのように発展させていくのかということについて事務局のお考えをお聞きしたいと思います。

事務局：１点目の収集資料の取扱いですが、歴史民俗資料館が収集した資料と市史編さん事業で収集した資料は、これまで組織が別であったこともあり、統一されたフォーマットで管理できていない面等がありますので、現在、資料館として一元管理できるように整理作業を進めています。２点目の課題につきましては、編さん事業が終了して様々な課題が出てきている状況です。その内の１つの対応として古文書データ化を毎年度継続実施し、課題を焙り出せるように資料一点一点を確認し目録を作成しましてデータ化し管理保管することで、将来的には公開できるように進めているところです。また、今年度においては、市史編さんの資料等を用い、そこから更に深掘

りした研究をしまして、お万の方と結城秀康、永見貞親についての講演会を実施し、市民の皆様に還元させていただきました。また、知立郷土研究会においては、池鯉鮒宿・八橋宿・鎌倉街道などについて市史の成果を踏まえて、研究成果の公開ということで3回ほど講演をいたしました。また、現在は資料館2階のジオラマリニューアルを進めており、その中に市史編さん事業で培った成果を導入し、市民の方々に知立市の歴史についてわかりやすく紹介できるように進めているところです。

委員：市史編さん事業で出てきた課題を関係者や職員が深掘りしていき、市民の方々に広く啓蒙していただいているということで、今後も続けてお願いしたいと思います。また、このように調べたものなどを報告書としてまとめているのでしょうか。

事務局：現時点では、報告書としてまとめるということはありませんが、検討していきたいと思います。

委員：報告書を作るまでが一連の仕事であって、次の文化財の発掘に繋がったり或いは新しいメッセージの発信元になると思います。なかなか単年では難しいと思いますが、例えば美術工芸で市史編さんの課題があった場合、より価値を高めるには何年くらい必要になるのでしょうか。

委員：美術工芸であれば、例えば遍照院関連や真宗の文化財を連動させて検討する等が考えられますが、3年程あればできるのではないかと思います。近隣市のように、市史刊行後に継続的に報告書をとということで、研究叢書という形で順次刊行していけると良いのではないかと思います。その研究叢書をデジタル化にすることで、向こう何十年も市民が必要としたときに必要な人の手に渡ることになりますので、不定期でも構わないので刊行できればと良いと思います。

委員：叢書というお話がありましたが、分野ごとに研究を深めていただけるような企画を事務局で考えていただきたいと思います。

委員長：これまでのご意見について事務局には一度検討していただきたいと思います。それでは、これで令和5年度の事業報告を終わります。

議題（２）市指定文化財について【資料２】

委員長：それでは、議題（２）市指定文化財について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料２により説明）

委員長：ご意見等ありましたらご発言をお願いします。

委員：知立市も管理調査に着手するということは良いことだと思います。調査で重要なことは、それぞれの文化財についてカルテを作成し、そのカルテに管理調査の内容を随時蓄積するとともに、毎回現状の写真撮影をすることにより、前回

調査時からの傷みなどの状況変化を判断できます。近隣市の場合では、3年程度で指定文化財を一巡しています。調査は必ず複数の委員で行うことで、それぞれの委員は専門が違いますので専門以外の文化財に見て触れる機会が生まれ、指定文化財がどのような状況であるのか委員全員が把握でき、指定文化財を市として適切・客観的に維持管理していくことが可能になるかと思います。また、案内カードは所有者本人にお渡しするだけではなく、文化財の保管箱等に入れておくことも必要なことです。その案内カードにはお問い合わせ先だけの記載ではなく、こんなことがあったらということで、「痛みが出てきたがどうすればよいのか」、「代替わりするのですがどうすればよいのか」、「扱い方がわからないがどうすればよいのか」、「文化財のことが知りたい」、「寄附したいがどうすればよいのか」等、具体的に例示することで様々な事例発生時に意識していただけのではないかと思います。

事務局：今回、委員皆様のご承認がいただければ、ご意見を踏まえまして次回に向けて具体的に準備していきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：文化財保護委員が訪問することで、文化財を所蔵している方々が自分たちの所蔵している文化財がとても貴重なものであると実感され、今後も大切に継承していこうという意識付けになると思います。なお、調査にあたっての班編成は知立市の場合は2～3班編成が妥当ではないかと思います。

委員：文化財管理の為にデータをカルテ化して、いつどのような状況であったのか把握することは大切なことであり、基礎的なものは整えていただきたいと思います。また、管理について誰のために何のために行うのか考えてみますと、所有者にとって3年ごとに文化財を用意することは、管理上が良いこともありますが、負担になることもあります。事務局がデータとして情報をカルテ化することは大切なことですが、特に文化財が複数あるところへの調査方法等は先方にご負担がかからないように考える必要があります。調査にあたっての課題として、例えば軸物で剥落していて修復したいと申請がだされた時にはできないとは言えません。今年はやれないが、何年計画で補修していきますということになるかと思いますが、建造物であれば外観の写真を撮ってあれば、修復などは市も対応がしやすいと思うが、美術工芸や文書等はどこまで確認するのか微妙な問題があって、文化財の保管が適切かどうかなど調査する段階で様々な問題がでてくることが考えられます。実施にあたっては、先方に負担をかけないような方法を考え、実際の調査においては、色々なアイデアや先方の都合もあるのでどの方法がベストか慎重に議論して進めていただきたいと思います。

委員：これまでの経験では、定期的に確認することで傷みなどが早い段階でわかりますので、もし修理が必要となった場合でも費用が安価になります。ま

た、先方の負担にならないかということですが、複数の文化財を管理所有しているところで初回が1時間程度、2回目以降は前回調査時のチェックポイントが中心になり、更に軽微な調査になりますので短縮されます。

委員：例えば、絵画、彫刻はどの程度の確認調査になりますか。

委員：文化財の剥がれやぐらつき等が中心になります。

委員：巻物などは調査の度に開くことはリスクがあるように感じますが、毎回開くのでしょうか。

委員：ケースバイケースですが、既に調査が終わっていれば、脆弱な状態のものはわかりますので、保管箱に新たに虫食いのカス等が溜まっているのかなどを確認し、脆弱になりすぎていれば打ち直し等の修理判断をすることになります。

委員：調査をすることで所有者と行政、専門家と意見交換できることは良いことだと思います。個々の文化財に応じてどのような調査が妥当なのか、どのような点に注意すべきなのか事前にまとめていただければと思います。

委員：世代交代により、文化財自体を見たこともなければ存在すら知らないこともあり得ますので管理調査は必要であると思います。

委員：今まで管理状況の把握はしていなかったということですが、新たに何年かに一度の調査となると所有者は大切なものとは思っても負担かかるので調査に来ていただなくてもという場合等は、寄託とか寄贈してくださいという話になるのでしょうか。

事務局：そのようにはなりません。先方よりご希望があれば要検討となります。所有者・管理責任者には指定文化財の管理義務が生じますので相談をしながらとなります。

委員：調査に行くことで、代替わりの時期が近づくと次の代の方が出てきますので引継ぎができていくことになります。

委員：所有者の引継ぎができていないこともあり得ますので、何年かおきに実施することは意味があると思います。

委員：市の職員が巡回して指定文化財の所在・破損の確認を第一段階で実施し、第二段階で専門の委員に確認していただくなど、確認作業においてグレードをつけることで効率よくできると思います。

事務局：様々なご意見ありがとうございました。次回委員会に具体的な案が提示できるよう検討いたします。

委員長：具体的には、次回ということですのでよろしくお願いします。

議題（３）文化財行政の課題について

委員長：それでは、議題（３）の文化財行政の課題について事務局より説明をお願い

いします。

事務局：（説明）

委員長：今の説明では例えば文化財名称の齟齬があるということでしたが、委員の皆様で課題と思われることがありましたご意見をお願いします。

委員：文化財名称の変更ということですが、具体的にどういうことでしょうか。

事務局：例えば、無量壽寺の「長線」ですが、指定書では「阮咸」となっています。

委員：「阮咸」ではないことが明らかになったのですか。

事務局：そのことも含めまして確認をしていくことが必要なのではと思っています。

委員：指定書から名称を変えるということについての手続きは行政上可能であるのか確認されていますか。可能であればどのような手順になるのですか。

事務局：市の指定文化財名称については、市の文化財保護委員会で諮問・議論・答申するかたちになるかと思います。具体例として名称変更について説明しましたが、ここでの議題は、何か問題点等があればそのことに関して文化財保護委員全員の共有認識が持てればということで提案させていただいた議題です。

委員長：喫緊の課題や確認事項があればということですがどうでしょうか。

委員：以前、八橋史跡保存館の施設環境の問題がありましたが、その後改善されたのでしょうか。

事務局：現状の確認をして、市文化財保護条例に基づいて改善を求めました。

委員長：他になければこれで文化財行政の課題を終わります。予定の議題は以上となりますが他にありますか。なければ3報告事項からは事務局が進行をお願いします。

3. 報告事項

- (1) 国登録有形文化財（建造物）「牛田八幡社本殿・覆殿・中殿及び袖廊・拝殿」について

（資料3により報告）

4. その他

（特になし）

（午後3時40分閉会）